

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年7月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県米代川流域下水道（大館及び鹿角処理区）及び秋田県十和田湖公共下水道（以下「米代川流域下水道等」という。）

(2) 主な施設及び所在地

ア 秋田県米代川流域下水道

名 称		所 在 地
大館処理区	大館処理センター	大館市川口字中川口1
	立花中継ポンプ場	大館市立花字上立花29
	二井田中継ポンプ場	大館市二井田字阿久津29-1
	田代中継ポンプ場	大館市岩瀬字街道脇1-4
	片山中継ポンプ場	大館市片山字天神1-1
鹿角処理区	鹿角処理センター	鹿角市十和田錦木字赤沢田104
	小坂中継ポンプ場	鹿角郡小坂町小坂字岩ノ下69-2
米代川流域下水道（大館及び鹿角処理区）幹線管渠及び関連施設		

イ 秋田県十和田湖公共下水道

名 称		所 在 地
発荷中継ポンプ場		鹿角郡小坂町十和田湖字生出
大川岱中継ポンプ場		鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱52-5
十和田湖公共下水道幹線管渠及び関連施設		

(3) 設置目的

ア 秋田県米代川流域下水道

大館及び鹿角地域の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

イ 秋田県十和田湖公共下水道

十和田湖の水質の保全を図るとともに、その周辺地域の公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(4) 規模等（現況）

ア 秋田県米代川流域下水道

	大館処理区	鹿角処理区
汚水処理能力（日量）	1.5万立方メートル	0.82万立方メートル
幹線管渠（総延長）	34.4キロメートル （2条管含む）	27.4キロメートル （2条管含む）

イ 秋田県十和田湖公共下水道

幹線管渠（総延長）	9.3キロメートル
-----------	-----------

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 米代川流域下水道等の施設の維持管理に関する業務

(2) その他米代川流域下水道等の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格等

ア 秋田県内に主たる営業所を有する法人その他の団体（複数の団体が当該施設の管理業務に参加するために構成した団体（以下「共同事業体」という。）を含む。）であること。

イ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること（共同事業体を除く。）

ウ 地方公共団体から下水道法上の終末処理場に係る運転管理業務の受注実績を有すること（共同事業体を除く。）

エ 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する者（当該団体（共同事業体の場合はその構成員）と申請書提出期限の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を処理区ごとに専任で配置することができること。

オ 共同事業体にあつては、次の要件を満たすものであること。

(ア) 構成員はア及びイの要件を満たしていること。

(イ) 必ず代表者を決定するとともに、代表者はウの要件を満たしていること。

(ウ) 代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(2) 申請をすることができない団体

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

ウ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控への措置を受けている団体

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立て（これらの手続き開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている団体

オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体

カ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

キ 単体又は他の共同事業体の構成員となり、同一の施設について重複した申請を行う団体

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 提案価格内訳書及び下水道施設指定管理者業務計画書

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 類似施設における業務実績を記載した書類

カ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

キ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県建設部下水道マネジメント推進課 流域設備班

電話番号 018-860-2464 ファクシミリ 018-860-3813

(3) 提出期限

令和3年9月10日（金）午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書及び添付書類の変更又は追加は認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 建設部指定管理者の候補者選定委員会において、次の基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 利用者の平等な利用が確保されること。

イ 米代川流域下水道等の設置目的が、効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、米代川流域下水道等の設置目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、令和3年11月上旬までに行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項等の交付

5(2)に掲げる場所で秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、令和3年7月16日（金）から同年8月16日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、250円切手を貼った返信用封筒（角2号の大きさで送付先を記載したもの）を同封すること。

8 説明会

(1) 日時

令和3年7月27日（火）午後1時

(2) 場所

大館市川口字中川口1 大館処理センター

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、令和3年7月21日（水）までに後記9(5)の問合せ先に連絡すること。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 指定管理者に対しては、管理の業務の対価として指定管理料を、毎年度の予算の範囲内で支払う。
- (4) 詳細は指定管理者募集要項による。
- (5) 問合せ先

秋田県建設部下水道マネジメント推進課 流域設備班

電話番号 018-860-2464 ファクシミリ 018-860-3813 メールアドレス gesuido@pref.akita.lg.jp

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年7月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）（以下「臨海処理区」という。）

(2) 主な施設及び所在地

	名 称	所 在 地
終末処理場	秋田臨海処理センター及び秋田臨海処理センター汚泥焼却施設	秋田市向浜二丁目3-1
ポンプ場	飯島中継ポンプ場	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山7-10
	出戸中継ポンプ場	潟上市天王字下浜山106-6
	船越中継ポンプ場	男鹿市船越字一向195-6
	福川中継ポンプ場	男鹿市角間崎字堤下1-1
	鵜木中継ポンプ場	男鹿市鵜木字白榎37-2
	土花中継ポンプ場	男鹿市福米沢字土花家ノ下133-1
	四ツ小屋中継ポンプ場	秋田市四ツ小屋小阿地字上野23-2
	飯田川中継ポンプ場	潟上市飯田川飯塚字潟端364-1
	竜馬中継ポンプ場	南秋田郡五城目町大川大川字下川原68-18
	天瀬川中継ポンプ場	山本郡三種町天瀬川字三倉鼻90-2
	山谷中継ポンプ場	山本郡三種町鹿渡字西小瀬川282-2
	鹿渡中継ポンプ場	山本郡三種町鹿渡字中沢新田204-3
	川尻中継ポンプ場	山本郡三種町川尻字東大堤下73-188
	大川中継ポンプ場	南秋田郡五城目町大川大川字ウツフケ2-1
秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）幹線管渠及び関連施設		

(3) 設置目的

秋田湾・臨海地域の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(4) 規模等（現況）

処理能力	汚水処理	14.3万立方メートル
（日量）	汚泥焼却	100トン（2基）
幹線管渠（総延長）		164.4キロメートル（2条管含む）

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 臨海処理区の施設の維持管理に関する業務

- (2) その他臨海処理区の管理に関し知事が必要と認める業務
- 3 管理を行わせる期間（指定期間）
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 申請をする団体に必要な資格等
- (1) 申請をする団体に必要な資格等
- ア 秋田県内に主たる営業所を有する法人その他の団体（複数の団体が当該施設の管理業務に参加するために構成した団体（以下「共同事業体」という。）を含む。）であること。
- イ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること（共同事業体を除く。）。
- ウ 地方公共団体から下水道法上の終末処理場に係る運転管理業務の受注実績を有すること（共同事業体を除く。）。
- エ 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する者（当該団体（共同事業体の場合はその構成員）と申請書提出期限の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を処理区ごとに専任で配置することができること。
- オ 共同事業体にあつては、次の要件を満たすものであること。
- (ア) 構成員はア及びイの要件を満たしていること。
- (イ) 必ず代表者を決定するとともに、代表者はウの要件を満たしていること。
- (ウ) 代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- (2) 申請をすることができない団体
- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない団体
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- ウ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立て（これらの手続き開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている団体
- オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
- カ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体
- キ 単体又は他の共同事業体の構成員となり、同一の施設について重複した申請を行う団体
- 5 申請の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- ア 提案価格内訳書及び下水道施設指定管理者業務計画書
- イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 類似施設における業務実績を記載した書類
- カ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- キ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所
郵便番号010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部下水道マネジメント推進課 流域設備班
電話番号 018-860-2464 ファクシミリ 018-860-3813
- (3) 提出期限
令和3年9月10日（金）午後5時15分まで
なお、提出期限後における申請書及び添付書類の変更又は追加は認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 建設部指定管理者の候補者選定委員会において、次の基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 利用者の平等な利用が確保されること。
- イ 臨海処理区の設置目的が、効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、臨海処理区の設置目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、令和3年11月上旬までに行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項等の交付

5(2)に掲げる場所で秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、令和3年7月16日（金）から同年8月16日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、250円切手を貼った返信用封筒（角2号の大きさに送付先を記載したもの）を同封すること。

8 説明会

(1) 日時

令和3年7月29日（木）午後1時

(2) 場所

秋田市向浜二丁目3-1 秋田臨海処理センター

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、令和3年7月21日（水）までに後記9(5)の問合せ先に連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 指定管理者に対しては、管理の業務の対価として指定管理料を、毎年度の予算の範囲内で支払う。

(4) 詳細は指定管理者募集要項による。

(5) 問い合わせ先

秋田県建設部下水道マネジメント推進課 流域設備班

電話番号 018-860-2464 ファクシミリ 018-860-3813 メールアドレス gesuido@pref.akita.lg.jp

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年7月16日

秋田県知事 佐竹敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）（以下「大曲処理区等」という。）

(2) 主な施設及び所在地

	名 称	所 在 地
大曲処理区	大曲処理センター及び大曲処理センター汚泥炭化施設	大仙市花館字上大戸下川原74-36
	大曲中継ポンプ場	大仙市美原町330
	中仙中継ポンプ場	大仙市下鶯野字下中島321-65
横手処理区	横手処理センター	横手市黒川字福柳350
	折橋中継ポンプ場	横手市大雄字折橋191-2
	阿気中継ポンプ場	横手市大雄字東阿気91-2
	土井尻中継ポンプ場	横手市大雄字土井尻
	薄井中継ポンプ場	横手市雄物川町薄井字上薄井69-2
	沼館中継ポンプ場	横手市雄物川町沼館字沼館71-5
秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）幹線管渠及び関連施設		

(3) 設置目的

大曲及び横手地域の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(4) 規模等（現況）

		大曲処理区	横手処理区
処理能力 （日量）	汚水処理	1.62万立方メートル	2.46万立方メートル
	汚泥炭化	25トン	—
幹線管渠（総延長）		47.9キロメートル （2条管含む）	50.9キロメートル （2条管含む）

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 大曲処理区等の施設の維持管理に関する業務
- (2) その他大曲処理区等の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格等

- ア 秋田県内に主たる営業所を有する法人その他の団体（複数の団体が当該施設の管理業務に参加するために構成した団体（以下「共同事業体」という。）を含む。）であること。
- イ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること（共同事業体を除く。）
- ウ 地方公共団体から下水道法上の終末処理場に係る運転管理業務の受注実績を有すること（共同事業体を除く。）
- エ 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する者（当該団体（共同事業体の場合はその構成員）と申請書提出期限の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を処理区ごとに専任で配置することができること。
- オ 共同事業体にあつては、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 構成員はア及びイの要件を満たしていること。
 - (イ) 必ず代表者を決定するとともに、代表者はウの要件を満たしていること。
 - (ウ) 代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(2) 申請をすることができない団体

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない団体
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- ウ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立て（これらの手続き開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている団体
- オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
- カ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体
- キ 単体又は他の共同事業体の構成員となり、同一の施設について重複した申請を行う団体

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- ア 提案価格内訳書及び下水道施設指定管理者業務計画書
- イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 類似施設における業務実績を記載した書類
- カ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- キ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部下水道マネジメント推進課 流域設備班
電話番号 018-860-2464 ファクシミリ 018-860-3813

(3) 提出期限

令和3年9月10日（金）午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書及び添付書類の変更又は追加は認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 建設部指定管理者候補者選定委員会において、次の基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 利用者の平等な利用が確保されること。

イ 大曲処理区等の設置目的が、効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、大曲処理区等の設置目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、令和3年11月上旬までに行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項等の交付

5(2)に掲げる場所で秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、令和3年7月16日（金）から同年8月16日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、250円切手を貼った返信用封筒（角2号の大きさで送付先を記載したもの）を同封すること。

8 説明会

(1) 日時

令和3年7月28日（水）午後1時

(2) 場所

大仙市花館字上大戸下川原74-36 大曲処理センター

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、令和3年7月21日（水）までに後記9(5)の問合せ先に連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 指定管理者に対しては、管理の業務の対価として指定管理料を、毎年度の予算の範囲内で支払う。

(4) 詳細は指定管理者募集要項による。

(5) 問合せ先

秋田県建設部下水道マネジメント推進課 流域設備班

電話番号 018-860-2464 ファクシミリ 018-860-3813 メールアドレス gesuido@pref.akita.lg.jp